

2020.04.20

会長裁定

上級デジタル・アーキビスト資格無試験認定規程

(無試験認定の受験資格)

下記のものは無試験認定を受けることができる。

- 1 修士及び博士の学位又は専門職学位を有する者
- 2 大学においてデジタルアーカイブに関する専門科目を担当する教授、准教授、講師又は助教の職にあった者
- 3 大学や企業においてデジタルアーカイブに関する業務で顕著な役割を果たした者
- 4 その他、会長がデジタルアーカイブに関して顕著な学識、業績を上げていると認めた者

(無試験認定の方法)

上級デジタル・アーキビスト無試験認定は、前条の規定により願い出た者について、機構は年1回以上、デジタル・アーキビストにする学識又は業績を審査して行うものとする。

(無試験認定試験の認定委員会の設置等)

機構は、6人程度で無試験認定試験の認定委員会を年1回設置して、会長に評価の結果を報告する。会長は、その報告を受けて理事会の承認を受けて結果を確定し公表する。

(無試験認定合格基準)

- 1 二つの大学でデジタルアーカイブに関する専門科目を教授している者
- 2 デジタルアーカイブに関する研究論文などで顕著な業績を上げている者
- 3 デジタルアーカイブに関する実践で顕著な業績を上げている者
- 4 その他、会長がデジタルアーカイブに関する実績が顕著であると認められた者